

人材育成で覚書締結

JADAとJUIDA

日本建築ドローン協会（JADA、本橋健司会長）と日本UAS産業振興協議会（JUIDA、鈴木真二理事長）は9日、建築物の調査・点検に関するドローン人材育成事業についての覚書を交わした。建築物の点検・調査および建築基準法第12条第1項の定期報告制度における外壁調査を対象に、ドローンの安全



本橋会長（左）と鈴木理事長

な飛行と撮影技術を有した操縦士の育成を開始する。

会見で鈴木理事長は「建築物点検のドローン活用を下支えしていきたい」と述べた。本橋会長は「建築分野におけるドローン活用が本格化する上で、人材育成面において連携ができないか模索してきた」と経緯を語った。

2021年9月の航空法改正で、人口密集地などでも一定の条件下では係留利用により国土交通省への飛行許可・承認が不要になった。22年4月には、建築基準法第12条第1項における定期報告制度の告示改正を実施し、作業の合理化を図るため赤外線装置を搭載したドローンによる外壁調査が認められることになった。

テストハンマーによる打診と同等以上の精度で実施する

ため、「定期報告制度における赤外線調査（無人航空機による赤外線調査を含む）による外壁調査ガイドライン」を参考とする。

ガイドラインに示す操縦者は、ドローン調査安全管理者の指示の下にドローンの安全な飛行と壁面の劣化や損傷状況の適切な撮影が求められる。

ドローン調査安全管理者は、建築物調査とドローンの飛行に関する知識を持ち、ドローンの管理・運用に関する作業全体を統括することが求められる。これはJADAが定める「建築ドローン飛行管理責任者」が該当する。なお、本資格は同団体が主催する建築ドローン安全教育講習会の受講が条件となる。

新たに設置する「ドローン建築物調査安全飛行技能者コ

ース」は、JUIDAの発行する操縦技能証明、安全運航管理者証明証と、JADAが開催する建築ドローン安全教育講習会修了者のみが受講できる。

具体的には、外壁点検安全技能教育、係留技能教育の座学と実技をそれぞれ実施する。外壁点検安全技能教育は、外壁点検に必要な飛行技能や飛行計画書の策定などを行う。係留技能教育では、外壁の近接調査を可能とするドローンの係留技術について、係留装置の操作や係留した状態での安全飛行の技能が取得できる。

修了者には「ドローン建築物調査安全飛行技能者」の修了証を発行する。

コースの開講は今冬をめぐりに全国のJUIDA認定校で予定している。

